

南北朝期鎌倉公方の「閉じ込める城」

—東松山市岩殿の伝足利基氏館跡をめぐって—

磯 貝 富士男 (大東文化大学文学部)

**The castle to lock enemies by Kamakurakubo
in Nanbokutyo age**

Fuji ISOGAI

要旨

東松山市岩殿油免にある伝足利基氏館跡の歴史的由来を考察した。近世後期の地誌が伝える一三六三年の岩殿合戦に関わる陣塁であるという認識を是認した上で、近年有力になってきた、岩殿山に蜂起した宇都宮氏家臣芳賀一族を討伐した時に鎌倉公方足利基氏の本陣が置かれた跡と見なす説を否定した。その根拠として、この陣塁は地形的に見て北・東・西の三方から(特に北側が高い)見下ろされるような位置を占めており、軍事的に極めて不利な立地状態となっていることを挙げ、このような場所はむしろ鎌倉公方足利基氏が敵軍を挙げた芳賀勢に加担しようとする者達を閉じ込め監視下におくための施設にふさわしいことを指摘した。さらに南北朝期に鎌倉公方が行った戦においてはこれ以外にも同様な閉じ込め監視するための「城」が造られていたことを示すため、一三八〇年に生じた小山義政の乱における小山祇園城(栃木県小山市)をとりあげた。この城は後世重興小山氏の居城として、後に後北条氏、さらに徳川氏方の居城として知られるが、義政の乱の段階では、鎌倉公方足利氏満が義政勢或いはそれに加担する兵力を閉じ込め監視する機能を目的として設定され機能していたことを明らかにした。今まで「城」と言うとき自らが楯籠り拠って立つために設置されたもののみが知られてきたが、この時期の鎌倉公方が行った戦においては別のタイプの敵を閉じ込め監視下に置くという「城」も機能を發揮していたことが明らかとなった。

目次

一、はじめに

二、「伝足利基氏館跡」に関する問題点

三、小山義政の乱における鎌倉公方の「追入」戦術

四、むすびに

一、はじめに

本稿では、東松山市岩殿油免にある伝「足利基氏館跡」の歴史的由来を考察する。近年東松山市岩殿への歴史的関心が高まっている要因の一つに、この岩殿の地に比企能員の館があった可能性が浮上し、武蔵国比企郡における能員の本拠地であったと考えられるようになってきたことがある。根拠は一八三〇年前後頃作成された『坂東第十番武蔵国比企郡岩殿山之図』（正法寺藏）に「比企判官旧地」との記載がみられる事実¹にあり、ここからその現地比定の課題が提起され、それがこの近辺に存在し岩殿合戦に関わる遺跡と見なされてきた「伝足利基氏館跡」に該当するとする説が有力化してきたのであった。²

この説は、かつての比企能員の館跡が後に高坂氏に利用され、さらに一三六三年の岩殿合戦の際に鎌倉公方基氏の本陣として利用されることになったと想定するものである。旧稿では、絵図の構造的検討を行い、「比企判官旧地」所在地は阿弥陀堂があった場所を中心として見ると「伝足利基氏館跡」とは反対側となる現在の高本山付近に当たることを明らかにして、この説を否定した。この主張は絵図に見える「比企判官旧地」が現在のどこに比定できるかという論点上では完結した結論を示したと考えているが、他方その候補地としては否定した「伝足利基氏館跡」が如何なるものであったのかについては別個の課題として、「当時の戦闘のあり方との関係でこの遺跡を考察する必要がある」（「人文科学」第十六号七頁）と指摘するに止め、今後に託しておいた。³ここではこの残された課題を考察する。

二、「伝足利基氏館跡」に関する問題点

まず、この遺跡の評価についての従来の認識を整理しておこう。

(一) 近世後期の地誌に見る伝承

近世後期に成立した二つの地誌から、この陣塁跡について当地に残っていた伝承を知ることが出来る。

この遺跡については従来後述の徳川幕府による『新編武蔵風土記稿』が注目されてきたが、それより古い享和二年(一八〇二)以前に成立したとされる『武蔵志』も見ておく必要がある。⁴「比企郡」の「神戸」に続く「岩殿」の記述の中に次がある。(原文には句読点がないので、補う。)

堂前四五丁下リニ塁跡アリ。鎌倉公方基氏公ノ宿陣所、貞治二年八月廿六日芳賀伊賀守高貞(入道禪可)、其弟駿河守ト共ニ是ヲ窺ヒ襲フ。基氏公、岩松兵部太夫直国カ戦功ニテ、辛キ御命ヲ全フシ玉ヒ、野州夫玉ノ宿へ免玉事、古書ニ見ユ。

「高貞」に続いて「入道禪可」とあるのは誤りで、彼は高貞兄弟兩名の父である。ここで云っている「堂」とは本堂のことであろう。そこから前方に四〜五町下った所に問題の塁跡があると述べている。ここでは、この場所を「塁跡」と呼んで鎌倉公方基氏が宿した陣所(鎌倉公方基氏公ノ宿陣所)とみなす認識が示され、さらに基氏がここに宿していたのを芳賀勢が襲撃したとの認識が示されている。これは、『武蔵志』編纂当時現地に鎌倉公方基氏と芳賀一族との合戦の時の陣塁の跡であるという伝承が存在しており、それを踏まえた判断であると思われるが、どの程度の根拠に基づいたものだろうか。「鎌倉公方基氏が宿した陣所なり」という認識はこの地に伝承された話に基づいての判断である可能性が高いが、その後のここに宿していた基氏を芳賀勢が襲撃したとの記述はそれを踏まえてさらに一定の文献的根拠によって推測したという性格のものである。それは、八月二十六日という具体的日付をもって述べられている点にある。この日付を伝えているのは、貞治二年十月「中村貞行軍忠状写」に「去八月廿六日武州岩波(殿カ)山御合戦」とあるように、貞治二年八月二十六日に合戦があったことを伝える文献が幾つか知られるように、作者もそのどれかを知っていた上でこの判断を提示したものである。ただし、基氏がここに宿していた所を芳賀勢が襲撃したとする判断には根拠は見出せない。八月二六日に合戦があったことは確かであるが、この岩殿の地が戦場になったのは、まず芳賀勢がこの地に楯籠ったため、それを公方方が討伐したものであることは旧稿で明らかにしたところである。⁵

では、なぜ公方がここを宿所としてそこを八月二十六日に芳賀勢が襲ったという認識が生まれたのだろうか。ここで注目されるのは、「基氏公、岩松兵部太夫直国カ戦功ニテ、辛キ御命ヲ全フシ玉ヒ、野州夫玉ノ宿へ免玉事、古書ニ見ユ」と、岩松直国の活躍で公方が命を落とす所を助かったという記述である。またこれとは別の『築田家譜』には、「築田右京亮経助被抽粉骨故、翌日被得大利、下武蔵小沢郷拜領」とあるように、築田家にも先祖築田経助の手柄を誇る伝承が伝えられている(『新編武蔵風土記稿』ではこれによって)。これは、この戦闘に動員された関東の武士達の子孫の一部に公方が危地に陥つたのを先祖が活躍して助けたというような伝承があり、それらがある程度知られていたからであろう。

『新編武蔵風土記稿』巻之一百九十一「比企郡之六」の「岩殿村附持添新田」の記事中に、物見山・旗塚・判官塚・入定塚の記載に続いて「壘蹟」の項目があり、その割注に次の記載がある。(原文には句読点はないので補う)。

鎌倉基氏ノ陣壘ト云。按ニ櫻雲記ニ、貞治^(一八〇二)八年八月基氏武州岩殿山ニテ芳賀伊賀守高貞入道禪可ト合戦アリシ由ヲ載ス。此頃ノ壘蹟ナルヘシ。又築田右京亮經助、粉骨ヲ抽テ翌日大利ヲ得タル功ニヨリテ、下武蔵小澤郷拜領ト見エタリ。此岩戸山ト書シハ、岩殿山ノ訛ナラン。

まず「鎌倉基氏ノ陣壘ト云」とあるように、『風土記稿』編纂の一八三〇年以前頃も現地では岩殿山での合戦時の鎌倉公方基氏の陣壘であるとする伝承が存在していたことが知られる。『桜雲記』によって「貞治八年」としているのは福島正義氏が指摘するように「貞治二年」を誤ったものである。ただし、「此頃ノ壘蹟ナルヘシ」とあるように、『風土記稿』編者は、公方方の壘蹟であるとまでは断定せずその頃使用されていたものとだけ判断していたようである。

以上、享和二年（一八〇二）以前に成立した『武蔵志』においても文政十一年（一八二八）成立の『新編武蔵風土記稿』においても、足利基氏の「壘蹟」（『風土記稿』では「壘蹟」とみなす説を肯定的に紹介しているが、特に基氏の本陣が置かれた場所とみているのは『武蔵志』の方であった。最近の「伝足利基氏陣壘蹟」をかつて比企能員の館があった場所に比定し弁天池一帯をそれに付属した浄土庭園とみなす主張は、この『武蔵志』説の延長にあると言えよう。

（二）現代史家の説

旧稿で否定した、阿弥陀堂の存在や弁天池の存在と関連させて伝基氏館跡を比企能員館跡とみて、阿弥陀堂や弁天池をかつて能員の浄土庭園であったとする（『浄土庭園説』）主張は、旧稿で述べたように大沢伸啓氏の提唱に始まるが、この考え方の前提には、岩殿合戦の際の「陣壘」跡という伝承のある「伝足利基氏館跡」を、かつて比企能員の館であったものを合戦のために鎌倉公方方が陣壘を築くのに利用したものだとする考え方が存在した。それは、まず昭和五十六年五月『東松山市史・資料編』第一巻で、福島正義氏が、田村宗順氏の教示によるとして、一つの可能性として触れられていた時を出発点としていると思われるが、その後昭和六十年三月『東松山市の歴史』上（四七六―八頁）では確定的に叙述されるに至っている。しかしこの考えが絶対的なものとして、流布し始めたのは、大沢伸啓氏が、弁天池・阿弥陀堂と伝足利基氏館跡との位置関係を重視して、弁天池・阿弥陀堂の場所をかつて能員館の西方に配置されていた阿弥陀堂と阿弥陀池が備わった浄土庭園であったと主張したことによるものである。

ここでは、浄土庭園説登場以前における福島正義氏の指摘が問題になる。それは二つの主張に分けてみる必要がある。第一は、「伝足利基氏館跡」をかつて比企能員の館であったと想定する点で、第二はそれを岩殿合戦時に鎌倉公方方が陣壘を築くのに利用したとする想定である（福島説以後齊藤慎一氏の、その間の高坂氏の再利用を想定する説が追加される）。¹⁰ 第一のこれを比企能員の館跡と見なす説は既に別稿で否定してあるのでその再利用説もありえなくなる。ここで問題とすべきなのは第二の岩殿合戦時に鎌倉公方方が利用したという点で、本稿では、岩殿合戦時に公

方方が使用した陣壘であることについては肯定する立場にある。問題は、この陣壘がどのように利用されたものであったのかで、公方の本陣としたという説は退けて、別の利用を考えているのである。

福島氏は『新編武蔵風土記稿』の岩殿村の塁跡についての記述（前掲）を引用した後で、

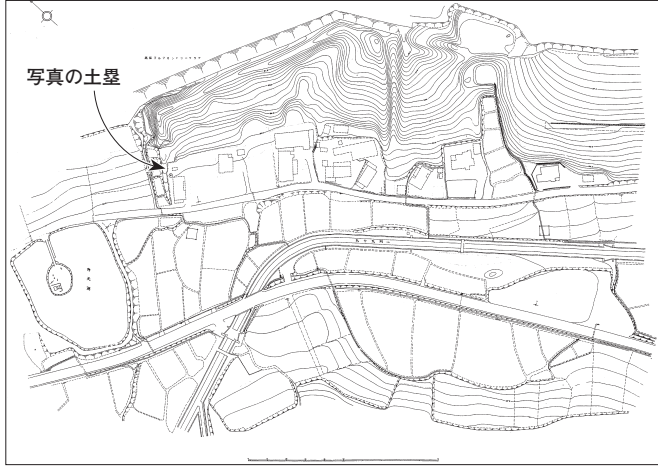
A)「これによるとこの塁址には、足利基氏が正平十八年・貞治二年（一三六三）に芳賀高貞と戦ったところとしている（桜雲記の貞治八年は誤り）。たしかにこのとき岩殿山で合戦の行われたことは事実であり、足利基氏がこの本陣を据えたものである。岩殿の正法寺はこの地方きつての古刹であり、軍兵の宿泊に利用されたと考えられるし、その参道に面するこの塁址は足利基氏の本陣のおかれたところと思われる。」と基氏本陣説を主張している。

それに続いて、B)「しかし、基氏がこの陣を張った理由は、やはりそれ以前から地方豪族の館などがあって、それを利用したと考えるのが自然と思われる。この塁址の形態は、当時の武士の館と比べて差支えないと考える。」と再利用説を述べ、そのあとで、C)「足利基氏は、上杉憲顕を支援して宇都宮氏綱・芳賀高貞らを討つために八月二十日に鎌倉を出発し、同月二十六日には苦林野と岩殿山で敵を破り、ついで小山へ進撃して宇都宮氏綱を降参させている。したがって、基氏はここに長期間滞在したのではないので、軍旅の宿泊地であったに過ぎないわけである。」とする。

福島氏が、C)で「基氏はここに長期間滞在したのではないので、軍旅の宿泊地であったに過ぎない」とされている点は、この岩殿山地域に関する指摘とうけとれば異議はないが、基氏自身がこの陣壘跡に滞在していたとみるのは誤りであろう。次の「以前から地方豪族の館などがあって、それを利用した」と考えるB)の主張は、それ以前の豪族として比企能員、さらに高坂氏を付け加え想定する説につながっていくのであるが、この能員館跡に比定する説は既に否定している所なので（この点はさらに本稿でA)の想定を否定する根拠によっても確認できる）、ここでの論点となるのはA)の、「足利基氏がこの本陣を据えたもの」とする説で、本稿で否定しようとしているのである。

なお、この記述に続いて「岩殿の正法寺はこの地方きつての古刹であり、軍兵の宿泊に利用されたと考えられるし、その参道に面するこの塁址は足利基氏の本陣のおかれたところと思われる」と述べられている点も問題を残す。確かにこの道は岩殿観音への参道に通じる道ではあるが、本陣を設定する上で適している場所かどうかの問題で、そうではないことを主張しようとしているのである。また、正法寺が「軍兵の宿泊に利用された」と想定する点は、（現在の正法寺のある辺り、とうけとれば）可能性大であるが、芳賀勢が楯籠った当初段階においては観音堂やその下の正法寺がある辺りは芳賀勢の勢力下になっていた可能性もある。基氏が宿泊地にしたとしてもそれは芳賀勢を圧倒してからであるという可能性も残る。芳賀勢がこの岩殿山に楯籠ることになったのも、以前から宇都宮勢力とこの地域の勢力と関係があったからであるという可能性も残るからである。

ここでの問題は陣壘跡の場所が基氏の本陣とされたとの認識である。氏は前述のように『風土記稿』を挙げているが、そこで「鎌倉基氏ノ陣壘



『東松山市史 史料編第一巻』所収 付図5



〔伝足利基氏館跡西端の土塁〕の写真（2017年8月30日）
 弁天池の側から道路を挟む形で東に向かって撮ったもの。弁天池は手前側で道路の右側となる。民家の手前に道路側から左側林の方に向って土塁が残っている。左側林の方（奥は高坂ゴルフ場）に向って高くなっており、幅も少し広がって行く。土塁の手前側が館跡の西外となり、土塁に沿って堀があったとされる。土塁奥にベンチがみえるが（切り株の左）、その辺りが広がって土塁内を監視するのに便利な場所である。総じて北側は高くなって土塁内を監視するには便利であったらう。

「足利基氏館跡は、東松山市岩殿油免に所在し、高坂台地の西側緩斜面に築造されている。台地上はゴルフ場と化したために、一部破壊されているが、土塁・空

まず発掘結果を含め今までに提示されてきた基本的認識を確認しておこう。
 『東松山市史資料編』第一巻に、福島正義氏による以下の報告が載せられている。¹¹

（三） 地形的条件からみた陣塁跡について

ト云」と述べているのは伝承を引用しているに過ぎなく、編者の判断は「此頃ノ壘蹟ナルヘシ」との記述にとどまっていて、基氏がここを本陣としたとまでは述べていない。基氏の本陣とされたとまで断言しているのは前述の様に「堂前四五下リニ壘蹟アリ。鎌倉公方基氏公ノ宿陣所」と記す『武蔵志』の方なのである。氏の主張は『武蔵志』説を踏襲する立場に立っているのであるが、それには根拠を見出せないのである。基氏やその兵がここに宿泊した（本陣とした）のか否か、そうでない場合どのような利用がなされたのかという点について、筆者は、このような防禦上極めて不利な場所は危険であって、本陣にするのに適してはいなく、別の用途で使用したものであることを主張しようとしているのである。これは、地形的条件からこの壘跡の立地を見ると実感できる。

堀及び水堀がよく保存されている。現在残されている土塁と堀とから判断して、東西約一八〇m、南北約八〇mの規模を呈する。塁址は台地の縁辺部にあるために、北から南にかけて緩傾斜をなしており、やがて九十九川の低地へ落ち込んでいく。

土塁は西側と北側とでよく保存されており、東側でも一部認められるが、南側には全く見当たらない。土塁の高さは一様ではないものの、比較的保存状態のよい西側土塁で二・五mを測定する。西側土塁は南北方向に約一七m残存しており、それが北側土塁に接続している。北側土塁は東西方向に約一四〇mあり、途中で「く」の字型に屈折している。その屈折部のやや東側からは、南方へ土塁が分岐しているのが認められる。なお、塁址の北西隅を画する部分では、土塁が一段と高くなっており、物見塚の跡と想定される。

西方の土塁の外側には水堀があり、深さは約二・五mとなっている。北側の空堀は、ゴルフ場との境界となつているために埋められて浅くなつている。東側の堀跡は水田となっており、今でも水堀の面影が残されている。

塁址の形態としては、ほぼ長方形をなしており、背後と東西とは水堀や空堀で区画している。そして先述したように内部に土塁が認められるところから考えて、後世にいたって拡張改修工事の行われた形跡がある。南側部分については、土塁も堀も全く残されていないので、塁址の南界が不明であるが、九十九川の水量がかつては豊富であったと思われるので、現在の水田が沼田として外敵の侵入を阻止するに十分であったといえよう。したがって、この塁址の南側は、現在の水田との境界と考えてよいわけであるが、土塁や堀は道路のために破壊されたものであろう。」

三六一―二頁

適切な福島氏の報告ではあるが、①岩殿丘陵と高坂台地の各範囲をどう見るかという点、②遺跡の周囲との位置関係についての評価が弱いという点、で異議を提示する。

まず①について付言しておく、報告書ではこの塁址の背後の尾根をなしている部分（北東側）を高坂台地とみているが、そこはまだ岩殿丘陵に属しており基本的に岩殿丘陵の東端に含まれているとみなすべきで、高坂台地はさらにその東方に広がっているとみなすべきではないか。このゴルフ場を含む岩殿の辺り全体が岩殿丘陵の東側の部分で、その中が浸食され中心を九十九川が流れていて、小規模扇状地のようになっていると捉えられるだろう。扇状地の周りは山を成しており、その北側（北東側）の山は北西から南東に向かって走る形に丘陵（尾根）を成しているが、現在は高坂ゴルフ場となっている。塁跡はその丘陵部南側の下方に沿う形で東西に長く設定されており、その南側に平行に走る道路に挟まれる形で残っている。その南側のさらに低い所を九十九川が流れている。

本稿の趣旨に関わるのは②の方である。福島氏は「この塁址の形態は、当時の武士の館と考えると差支えない」と簡単に判断して、この陣塁跡全体が背後の丘陵部から見下ろされる低い位置にあることの重大性について何ら言及がない。この点はこの説に立つ論者全てに共通している。しかし、ここにこそこの遺跡の性格を示す特徴をみるべきである。すなわちこの陣塁が築かれた場所を地理的条件において見ると、背後に接している

ゴルフ場（東側）より低い位置にあり、ずうっとそこから見下ろされている場所となっていて、敵からの攻撃を意識して立地を考える当時において、このような場所に館を設けるとは考えられないし、また岩殿合戦においてここに基氏の本陣が置かれたとも考えられないのである。

現地を歩いてみると、この点を強く実感する。高坂駅の方からのバス道路から右折してこの道に入ると（これは川越方面から来る道として想定できる）、右側が高くなっておりその下の低い所を岩殿観音方向に道が続いている。遺跡の東端までくると、それが背後や周りの丘陵地より低い位置にあることがよくわかる。このような低い場所は、背後の尾根（ゴルフ場）の方や東側の高い所から見下ろされ監視されるような立地となっていて、むしろここに敵を閉じ込め監視下に置く目的で設定されたと考えた方がいいだろう。トラップ的性格すら考えられるのである。遺跡に沿った道を弁天池近くまで来ると奥側の端をなす土塁に着く。土塁の外側に沿ってかつては堀があったとされている。この土塁が最も分かる形で残存しているが、奥のゴルフ場側に向かって幅が広くなり高くなっている。この奥の「塁址の北西隅を画する部分」を、福島氏は「土塁が一段と高くなっており、物見塚の跡と想定される」とされているが、この塁跡がある場所は全体的に低い所にあつて、その周りの土塁として高所を成しているにすぎず、むしろ土塁の内部を見張るのに適していると云うべきであろう。土塁と堀によって区画された（北側の一定部分は未確認）この陣塁は、敵方を閉じ込め監視するために設定されていたのではないかと、思われる。

この点に関して重要になってくるのは、南北朝期の戦争における軍事動員の在り方や戦術である。その点で考慮されるべきなのは、南北朝期における反鎌倉公方の挙兵を行った側の軍事動員の仕方と、それに対処する鎌倉公方の戦術で、次の想定ができる。

まず挙兵した芳賀勢は一軍としてまとまってやって来て岩殿山に立て籠もつたとみられるが、予め別の勢力と示し合っていた場合、その芳賀勢に加担する予定の別の勢力は、それぞれ独自に集結してあとからこの地にやって来ることになるであろう。動員兵力において圧倒した公方はそのバラバラにやってくる各勢力に各個対応して、この陣塁の中に誘導し閉じ込め監視しておくという対処をしようとしたのではないかとこの可能性である。これは、それら別の兵力が挙兵した中核軍に加わって敵対行動ができないようにその中に引き止めておいて、中核となる敵方の兵力が大きく膨らまないように孤立させて撃破しようとする戦術といつてもよいだろう。

このような想定に対して、そのような新たに城郭を構える時間的ゆとりがありえたのか、という反論がなされるかもしれない。これに対しては可能であったと断言できる。当時においては、城郭を構えると言っても近世の城郭工事などと違って、その作業は基本的に堀を掘ってその土で土塁を築くだけのものであった。公方が数百人程度の労働力を確保するのは容易いことで、この程度の陣塁であるならば、二三日程度の集中的作業で必要な所まで作り上げるのは可能だったと考えられる。当時の戦闘を予定しての城郭を構えるという作業は今日我々が考えるよりは素早く敢行できたのである（この点はずか指摘したことがあるが、考古学者からもありうることとして支持されている）。公方は、間者によって芳賀勢の動きを察知していたと考えられ、彼らがこの岩殿山に立て籠もつた直後には、予測される援軍がやって来る道近くにこのようなトラップを設け

る対処に入っていたであろう。公方は、鎌倉からやって来て八月二十六日には最初の戦闘を行っているが、当然それ以前にすましていたことであろう。このような施設は、南北朝後期における鎌倉公方の戦術の一つとして設定されたもので、この岩殿合戦以外にも同様なものを想定できる。それは、康暦二年(一三八〇)以来の小山義政の乱における鎌倉公方氏満の戦術の中に見出される。

三、小山義政の乱における鎌倉公方の「追入」戦術

南朝方勢力が衰退した南北朝後半期における関東の歴史を見ると、將軍や鎌倉公方は、観応の擾乱や南朝方との闘い等において、足利政権方に立って所領を集積し政治力を強めてきた有力豪族の力を削減する動きを見せ、時々の政治状況も絡んでくるが、その勢力との競争に至る結果になっている。特に注目されるのは下野国における二つの大豪族への対処であった。その第一弾が宇都宮氏綱(下野国守護職)だけでなく一時上野・越後の守護職を掌握していた)勢力への対応で、今問題にしている一三六三年の岩殿合戦や、一三六八年の河越氏中心の平一揆の乱から宇都宮氏綱降伏に至る弾圧政策であった。その第二弾が、一三八〇年以後生じた小山義政の乱として知られる小山氏(下野国守護職を掌握)討滅に至る動きとみることができる。そこにおける公方の戦術が検討課題となる。

(一) 康暦二年(一三八〇)、北朝、南朝は天授六年)十月高麗師員軍忠状写から

次は、高麗兵衛三郎師員が、鎌倉公方足利氏満の小山義政討伐のための軍事動員に応じ重ねてきた軍功を申請して証判を受けた軍忠状である。¹³⁾

着到 高麗兵衛三郎師員軍忠状第事、

右、小山下野守義政為御退治御進発之間、属当御手、去六月十八日馳参武州国府以来、於村岡・□(足)利・天明・岩船、其外在々所々御陣、致宿所警□(固)、同八月九日小山祇園城北口、被召御陣之時、御敵出張之間、抽忠節追入城内畢、

一 同八月十二日・十六日兩日、御敵出張之間、終日致忠節、追入城内畢、

一 同八月廿三日、宇都宮・那須押寄兵(天)王口合戦之間、致横相追入城内畢、

一 此外毎日於矢軍者、致随分忠節之条、為大将御前々(之)間、不及証人、無其隱者也、然早賜御証判、為備後証、恐々言上如件、

康暦二年十月 日

〔承了〕(花押影—木戸法季)

小山義政の乱については、康暦二年(一三八〇)五月の義政と宇都宮基綱との私闘の時期と、鎌倉公方足利氏満の制止を無視して基綱を攻め殺

した罪を問われ討伐を受けた時期（討伐側にとっては公的戦争）とに大別できる。¹⁴ 後者は、同年六月一日の追討命令から九月十九日義政が一旦降伏するまでの第一次戦闘段階、その後義政が恭順の意を十分表さなかったので再度追討命令が発せられた永徳元年（一三八一）二月から義政が降伏に及んだ十二月までの第二次戦闘段階、監視下に居住していた小山祇園城を焼いて脱走して糟尾山中に楯籠った永徳二年（一三八二）三月二十二日から討伐軍に追いつめられ自害に及んだ四月十三日までの第三次戦闘段階、の三時期に分けられる。この史料に記されている戦闘については、康暦二年八月九日、十二・十六日、二十三日の日付が明示されているので、公方氏満が行った第一次討伐における戦闘に関するものであることが知られる。

筆者がかつて小山市史編纂に関わって小山義政の乱について考察した時にはこの史料は知る所ではなく、平成十一年『藤岡町史資料編古代中世』刊行によって知りうる所となった。義政の乱に登場する拠城に関してこの史料が語る重要な点は、今までは後述の様に小山祇園城について明示された形で史料から確認できるのは第二次戦闘で義政が降伏した時点であったのに対し、この史料によって既に第一次戦闘期に「祇園城」の名が登場してくることが判明したことにある。このことによって、以後義政の乱を扱った論考では、第一次討伐期の戦闘においても祇園城が義政方の城の一つとなっていたと認識されることになった。¹⁵ ここで問われるのはその点である。筆者も「祇園城」が第一次段階から登場してくるのは確かな事実であると考えているが、問題はその城の性格で、従来から考えられてきたような義政側が楯籠る城であったのか否か、にある。

この康暦二年高麗師員軍忠状には、動員に応じ公方の指揮下で戦ってきた高麗師員の軍事行動が示されているが、次の如く三つの部分に分けて検討していくのが妥当であろう。

- A) 武蔵国府に結集してから小山に進撃してくるまでの供奉・警固の功績を主張した部分
 「去六月十八日馳参武州国府以来、於村岡・□（足）利・天明・岩船、其外在々所々御陣、致宿所警□（固）」
- B) 小山到着後の軍事行動について日をおって具体的に記述した部分——城内に追入れるための戦いの功績を主張
 (ア)「同八月九日小山祇園城北口、被召御陣之時、御敵出張之間、抽忠節追入城内畢、」
 (イ)「同八月十二日・十六日兩日、御敵出張之間、終日致忠節、追入城内畢、」
 (ウ)「同八月廿三日、宇都宮・那須押寄兵（天）王口合戦之間、致横合追入城内畢、」
- C) 月日については明示されず「毎日於矢軍」と記された軍功を主張した部分
 「此外毎日於矢軍者、致随分忠節之条、為大将御前々（之）間、不及証人、無其隱者也、」
- A) は去六月十八日武蔵国府に結集してから小山に進撃してくるまでの記述で、その間の供奉・警固の功績を主張している。すなわち、軍事動員に応じた高麗師員が六月十八日に武蔵国府に馳せ参じて以来公方の指揮下に入り、以後供奉を続け、村岡↓足利↓天明↓岩船に至る街道筋の宿

所や、その外「在々所々」の「御陣」において宿所の警固を勤めてきたことが述べられている。これは、小山義政勢との戦闘に入る前の武蔵国府から下野国小山への進行中の軍事奉仕である。小山到着後の義政勢との戦闘についての記述は、具体的日付によって明示されたB)と毎日の「矢軍」について記すC)との、二つに分けることができる。C)では「此外毎日於矢軍者、致随分忠節之条、為大将御前々(之)間、不及証人、無其隠者也」とあって、A) B)以外の、日付が具体的に明示されていない軍功として毎日の矢軍を挙げている。この軍功については「大将の御前たるの間、証人に及ばず」とあって特に証人をたてるまでもなく大将が見て知っていることであると述べている。彼は大将の旗下近くにあつて、この毎日の矢軍を行っていたものと思われる。本稿の立場から問題となるのはB)の記述である。

B)は、小山到着後の軍事行動について日をおつて具体的に記述して軍功を主張したもので三つに分けることが出来る。三つ共に共通しているのはこの戦闘行為が総て敵方の兵を「城内に追入」れるという軍事行動であった点である。すなわち(A)では八月九日に小山祇園城北口に御陣を召された時に、出張ってきた敵を城内に追い入れたこと。(イ)では八月十二日・十六日の両度、攻めてきた敵をやはり城内に追い入れたとあり、(ウ)には八月廿三日に「宇都宮・那須」勢が天王口に押し寄せ合戦となった時にも「横相」を致し、敵を城内に追い入れたとある。以上の如く、ここでの公方方の闘いの目的が、義政方の兵を祇園城内に追い入れることであつたとすると、そのような祇園城の在り方はどのようにして設定されることになったのか、という点が問題となってくる。

なお、(ア)には「八月九日小山祇園城北口、被召御陣之時」とあって、八月九日に小山祇園城北口に「御陣」を召された事実が述べられている。この「御陣」の意味が問題となる。「陣」の語は合戦そのものを意味することもあるが、A)に在々所々の「御陣」とあるのと同じ用法なので討伐軍の大将が布いた「御陣」すなわち陣地の意味で、「召された」という用法から討伐軍の主力がまずここに設けられたという可能性を秘めた言い方とうけとれるだろう。

ここで、御陣を「小山祇園城北口」に布いた事の意味と関連して、この時「小山祇園城」はどちら側の陣地となっていたのが問題となる。従来からの常識の範囲で二者択一の問題設定した場合、小山氏側が小山祇園城にたて籠もっていたのに対し討伐軍がその北口に陣を布いたという意味か、反対に祇園城は公方側の手にあつてその北口に陣を布いたという意味か、という問題となるだろう。この問題設定内で考えると、後者の場合なぜ討伐軍大将の軍が祇園城そのものに陣を布かないのかわからなくなるので、やはり後者すなわち反乱軍＝義政方が祇園城に楯籠っていたので、その北口の前に陣を布いたと解釈しなくなるであろう。しかし問題なのは、この祇園城に関しては、この義政討伐の全過程において公方軍がそれを攻撃したという事実を全く確認できず、あくまでも義政方をその城内に追入れる軍事行動しか確認できないことである。これは、この時の祇園城は両勢力ともに立て籠る城ではなく、あくまでも公方方が義政方を追入れる目的の「城」であつた可能性を示すものであろう。

次に、各戦闘の内容についてももう少し見ておこう。(ア)八月九日に「御敵出張之間、拙忠節追入城内畢」と、(イ)八月十二日・十六日両日に

も「御敵出張之間、終日致忠節、追入城内畢」とあって、義政方の兵の一部が楯籠っていた所から出張ってきたのをこの祇園城内に追い入れる闘いを行ったことが分かる。ここで祇園城の評価に関連して問題となるのは、その今まで立て籠もっていた場所にこの祇園城も含めて考えていいのかという点である。もし含めうるとすると、初めから祇園城にも義政勢の一部が楯籠っていたということになり、公方は義政方が楯籠っていた城の中でこの祇園城のみを出入り口を塞いで（北口に陣を布いて）閉じ込める城としたということになる。そうでない場合は初めから祇園城は公方が閉じ込める城として設定したものとなるが、まだ決定的根拠を見出せていない。

次に（ウ）同八月廿三日に「宇都宮・那須押寄兵（天）王口合戦之間、致横合追入城内畢」とある点で、これは宇都宮・那須勢が攻めてきたのを城内に追い入れたことを言っており、明らかに宇都宮・那須勢が義政方の加勢に來たこと、それをこの祇園城内に追い入れる戦闘が行われたことが分かる。ここで言っている「横相」とは、正面からの攻撃ではなく横矢・横槍その他による横合いからの攻撃のことで、公方の指揮下で分担した軍事行動であったのだろう。この天王口とは後に天翁院がある場所として知られており、祇園城の北口に当る（『小山市史通史編1』市村高男執筆による）。この脇を宇都宮方面への大道が通っていて、祇園城への追入れ作戦はまずはこの北方からやってくる宇都宮勢や那須勢を想定してのものであった可能性が高くなる。

以上から、この第一次戦闘に関して登場した「城」には、小山勢が楯籠っていたのを公方が攻撃対象とした城と、公方が小山勢を閉じ込め監視下に置くために設定されていた「城」との二種類があった可能性が高くなったであろう。前者に対しては通常知られる「陣取り合戦」その他様々な攻撃がなされるが、後者については、敵を城に追い入れて閉じ込め、戦闘に参加できない状態にしておくという戦法が行われることになったと想定されるのである。その城は監視下に置かれることになるわけであるが、予めその機能を發揮しやすくなるような工事を施しておくのが効果的であるだろう。次に、第二次・第三次の戦闘段階に祇園城がどのように登場し機能していたのかについて見ていく。

（二） 第二次・第三次戦闘時期に登場する「祇園城」

義政の乱に関わる城としては鷲城・外城・新城・岩壺城・宿城・祇園城等の名称を知ることができるが、当事者が戦功の証としてその時の指揮者から得る軍忠状類に限定して見ると、攻撃対象として祇園城の名称は全く登場してこない。第二次戦闘において、小山勢が楯籠っていたのを公方が攻撃した城として登場してくる殆どは鷲城をめぐる攻防戦の記述で、外城・新城などもそれに関連して登場してくる程度である。第二次戦闘においても祇園城は攻防戦の舞台とはなっていないと判断されるのである。軍忠状類で祇園城の名が登場してくるのは第三次戦闘に関してのもので、「今年三月廿二日夜没落祇園城、罷透糟尾城之間」（永徳二年1382 四月金子家祐軍忠状、萩藩閩閩録）等、の如く祇園城を没落して逃亡政法名本□（賢）、没落祇園城、糟尾山構城柳楯籠云々、」（永徳二年1382 四月金子家祐軍忠状、萩藩閩閩録）等、の如く祇園城を没落して逃亡

し、糟尾の山奥に城郭を構えて楯籠ったと表現しているのである。このような言い方は鎌倉公方氏満の書状でも同様である(永徳二年三月廿六日氏満書状には「祇園城以下没落事」とある)。第三次戦闘に関する史料では、総て義政がこの間居住していた祇園城を没落(自ら火を放って焼いている)し、糟尾の山奥に城郭を構えた所を討伐したという経緯が示されている。したがって、第三次戦闘においても祇園城は戦闘の舞台とはなっておらず、第二次戦闘の終結後そこに居住していたがそこを焼いて脱出したとしか記されていないのである。すなわち第二次第三次戦闘においても祇園城は義政方が楯籠る城ではなく、まして攻撃をうけたこともない。祇園城が登場してくるのは、第二次戦闘最後の局面に降伏の意思を伝えた中であった。

○『空華日用工夫略集』永徳元年(一三八一)十二月二日条

「十二月二日(中略)関東飛脚至、小山鷲城破、潜遷入祇園城、一族降者多矣、」

これは、禅宗の高僧で詩人の義堂周信の日記から抜粋された『空華日用工夫略集』永徳元年(一三八一)十二月二日条の記述である。彼は臨済宗夢窓派の僧で教派拡張のため関東にも約廿年間程住んだことがあり、都に召喚されてから建仁寺・等持寺・六角大慈院を歴任し(その後南禅寺住持に)、將軍義満とも深い交流があった(『日本歴史辞典』朝倉尚)。ここには、義政が今まで拠っていた小山鷲城を打破られ、ひそかに祇園城に移り入ったこと、それにもなつて小山一族側から多くの者が降参してきたという情報が、関東からの飛脚によつて都の將軍に伝えられたことが記されている。この情報は彼が將軍義満と深い交流があったから知り得たものであろうが(將軍は鎌倉公方から逐次報告を受けていたのであろう)、当時の都人の間でも小山義政の乱は大きな関心事であった。ここから知られるのは、今まで本拠としていた鷲城を攻め落されたことによつて義政が祇園城に密かに移入したとあることで、祇園城は公方方からの攻撃対象となつてはいないのである。もうひとつこのことに関連して小山氏一族から多くの降参者が出ていることが注目される。

祇園城は第二次の戦闘そのもの舞台となつてはいなかったが、鷲城に依拠した第二次戦闘において降伏の意思を伝えるとともに祇園城に移り入ったとみることができる。戦闘における功績を申請するための軍忠状に祇園城が登場してこなかったのは、このことによるのだろう。その間の経緯の詳細については、鎌倉公方氏満について記す『鎌倉大草紙』や、この乱において公方の要請に応え義政調伏のための祈祷を行い、恩賞を得た頼印僧正の「永徳二年四月十三日頼印申状案」や『頼印大僧正行状絵詞』に見ることができる。

○『鎌倉大草紙』の記述…「然といへども城中助の兵はなし、兵糧尽ける間、同八月小山義政方より禅僧を使として、愚息若犬丸に家を渡し、隠居可仕候間、若犬丸を御免被下、小山を相続仕候様にと降を請ける間、布施入道得悦を御使として、御免許あり、同九日鷲城を両大将に渡し、白昼に三百余人にて、祇園の城に入移る、扱又祇園城・新城・岩つば・宿城等の門戸を開て、味方の人々も出入あり、同十二(十六イ)日義政出家して大衣の姿と成て、法名永賢と号す、梶原美作守道景・三浦二郎左衛門両人を検使に被遣、永賢に上杉対面す、若犬丸出仕、小山同名三人同心

して参る、御太刀御馬を進上申、然といへども如何心に不_レ叶事ありけるにや、永賢入道・若丸、明ル三月廿二日祇園の城を自焼して、槽尾奥に城をかまへたて籠る、同廿九日木戸・上杉・白旗一揆発向す、……………」

○至徳四年七月日「頼印権僧正申状案」の記述…「……同十一月十二日、御陣下着、六字経法急速に始行すへきよし、蒙仰之間、同十三日、於殿中勤行之処、当日中十六日、はからざるに当国一揆驚外城をせめおとし畢、これハ城没落のはしめ也、同十二月三日、如法愛染法始行、結願の日にあたりて、五箇所 鷲城・岩壺城・新々・祇園城・宿城 木戸をひらゐて降参、剩出家をとけて大衣を著し、号永賢、同二年三月廿二日、祇園城を没落して槽尾の城にたてこもる、……………」

○『頼印大僧正行状絵詞』第七巻の記述…「同廿日、……………、今夕不動法始行、伴僧六口、淨衣黒色也、同廿七日結願セラル、同廿七日結願セラル、今日ヨリ来月三日ニイタルマデ百座ノ不動供ヲ始行、同十一月二日、佐々木近江守ヲモツテ、將軍御書ヲ院主ヘ送ラレテ云、義政事無取申者候、諭雖申候、不可許容候、兼可被加対治之、所詮此上ハ、都鄙和睦、義政対治程有ルヘカラス、併御法験之イタリナリトソ悦ハレケル、絵有如法愛染法事、三箇度ニ及ヒテ、固辞申サルトイヘトモ、重テ別儀ヲ以テ、参勤有ルヘキヨシ、御書ヲ出サル、問、チカラナク領掌申サル、問、同三日殿中ニヲヒテ始行セラル、大壇護摩兩壇、伴僧十口也、天蓋敷万荼羅相応物等、カネテ用意之間、誠ニ事闕サル処也、同六日、兩國一揆中へ、兩大将ヨリ催促シテ云、今日ヨリウメ草ヲモツテ、城ノ堀ヲ填平ヘシト、隨而一揆甲冑ヲ帶シ、楯ヲツキ、填草ヲ入ル、所ニ、御方手負八百余人、打死三人也、城内又爾ナリ、武衛壇所へ來臨ス、近習鎧ヲ着テ宮仕ス、メヅラシカリシ勸益ナリ、爰ニ手負死人ノ一党各還国ノ間、陣中無人也、同七日填草之時、御方手負三百余人、子細同前、同八日、義政禪僧ヲモツテ、兩将ヘ申テ云、某降ヲユルサレヘ、出家シテ大衣ヲ着スヘシ、然ハ若丸カ出仕ヲユルサルヘシヤ、兩将出仕シテ、此ノヨシ披露、信用セラレストイヘトモ、布施入道得悦ヲ奉行トシテ、御教書ヲナサル、同九日、鷲之城兵二百余人甲冑ヲ帶シテ、白昼ニ祇園〔城〕へ入ル、同十日、修法結願シテ、御巻数ヲ進セラル、時、鷲城之矢倉カヒタテヲハツシテ、木戸ヲ開テ兩将ニワタス、則チ御〔方〕勢入カハル者也、其外祇園・新城・岩壺・宿城等、悉ク城ヲ披テ御方出入ス、不思議ナリシ事トモナリ、問注所淨善ヲ使トシテ云、自他ヲ損セス、タヤスク還〔帰〕ライタス条、併力御法之験ヲ仰者也、重而願ハ、マノアタリ義政ガ逆頸ヲミム、院主云、御信力堅固ナラハ、悉地疑アルヘカラス、彼一ケ条ノ事、転法輪護摩尤相応タリ、シカリトイヘトモ、関東ニライテハ先規ナキ事ナリ、但嚴命之上ハ参勤スヘシ、先仁王経護摩一七日始行スヘキヨシヲ申サレケル、五ヶ所ノ城没落、法験ヲ感シテ御感ヲナサレテ云、

相当如法愛染修法一七箇日、去十日、鷲城以下所令没落也、法験之至、尤以神妙、弥可被致祈禱精誠之状如件、

永徳元年十二月十三日 御判

遍照院僧正御房 絵有り

これらには細部での相違はあるが、基本的事実として、祇園城は一度も戦闘の舞台とはなっておらず、義政は鷲城を本拠とした第二次戦闘にお

いて力尽き鷲城の木戸を開き降参し、出家して大衣を着して永賢と号したという経緯が知られる。また降伏の意思を伝えるとともに祇園城の方に居を移し、そこで降伏条件などの交渉をしていたことが判明する。しかし、公方方から提示された条件が過酷で受け入れることができなかつたためか、そこを焼いて逃亡し、三度目の抵抗に入ってしまったという経緯を知ることができるのである。

第二次戦闘においても祇園城は小山氏方が楯籠り攻防戦を行った城ではなかつたのである。第二次抵抗も敗北し降伏する意思を伝えてから以後、そこを焼き払い逃亡するまでの期間ここに居住して行われた降伏条件の交渉も、公方方の監視下に置かれていたとみることができ、やはり閉じ込め監視するという機能が發揮されていたとみることができる。第三次抵抗は、監視下に居住していたこの祇園城を自ら火を放って逃亡して、遙か西北に離れた槽尾の山中に密かに城郭を構えていた所に立て籠ったものであった。なお、鎌倉公方はこの義政の行動に際して喜びを隠していない。それは、この義政の行動によって遂に義政を討滅しうる(殺害に及びうる)大義名分を得ることができたからである。

これらの事実からは、小山義政の乱時代の祇園城とは、第一段階から一貫して立て籠る城ではなく、鎌倉公方が敵を閉じ込め監視するための城として機能していたと言えるだろう。後世、小山の城と云うと祇園城のことを指すようになっていくが、それは義政死後、再興小山氏(分家の結城氏から入る)の拠城となつてから以後のことであろう(小山若丸が亡父の意思を継いで再度反鎌倉公方の挙兵を行つて一時そこを占拠したとされるが詳細は不明)。後に後北条氏がこの地を支配するようになってからその縄張りが大きく拡張されたことが知られており、小山祇園城の名はこの地方を代表する城として知られる。徳川政権下になると結城秀康↓本多正純と城主が交替したが、正純移封後は廢城とされる。¹⁶⁾

以上、現在知られている史料の範囲では、小山祇園城が歴史上登場した当初においては敵を追い入れ閉じ込めるための施設として機能していたと考えられるのであるが、ここで、それ以前はどうであったのかという問題が残される。以前は楯籠る城として設定されたことがあってそれを公方方が手を加えて利用したものなのか、或いは城として利用されたのはこの第一次討伐に際してのことで、閉じ込める城としての利用が最初であったのか、という点であるが、今の所断言は控えねばならない。

四、むすびに — 岩殿の「陣壘」をめぐる仮説の提起 —

通常知られている城としての機能は、本城であっても支城であっても基本的に自らの勢力がその中に楯籠り拠所とするためのものであったが、ここで明らかになったのは敵を閉じ込め監視下に置くという機能をもつ「城」の存在で、挙兵した敵勢力が楯籠る城への通路近くにそのような城をトラップとして設置したものであった。岩殿合戦においてもそのような「閉じ込める「城」」が設置されていて、それが伝足利基氏館跡として知られる「陣壘」に当たると考えられるのであるが、それはどのような勢力を意識してのものであったのだろうか。岩殿山に立籠もつた所から出張っ

て来た芳賀勢に対して利用された可能性もあるが、最も意識されていたのは予め芳賀勢に加勢する約束をして後からやって来る敵方兵力をそこに誘導して閉じ込めることであつたのではないか。岩殿合戦の場合、それは平一揆や白旗一揆であつた可能性を想定できる。彼らはこの岩殿合戦段階では結果的に芳賀勢に加勢して戦う結果にはならなかつたが、平一揆については五年後に鎌倉公方氏満に背いて宇都宮氏側に立つて挙兵し、川越城に立て籠もり公方（采配は上杉憲顕）から討伐されているのである。そもそもこのような反公方の抵抗が生じることになつた要因は、公方基氏が今まで敵であつた上杉憲顕を宥免して鎌倉公方の執事（＝関東管領）に迎えたことであつて、既に岩殿合戦の時から反発した彼らが公方の挙兵に加わる理由は存在していたのである。このことから、既に岩殿合戦の時に宇都宮氏方に立つて行動するはずであつたのが、何らかの事情で芳賀勢とともに戦うことを阻止され、結果的に公方の討伐軍に含まれたままで終つてしまつたという可能性も考えられるのである。

『太平記』には、この推測を支持する記述が残されている。『太平記』卷第三十九「芳賀兵衛入道軍事」の中に次の記述がある（四三四～三五頁）¹⁷。

「芳賀伊賀守馬二打乗テ、母衣ヲ引纏ヒテ申ケルハ、「平一揆・白旗一揆ハ、兼テ通ズル子細有シカバ、軍ノ勝負ニ付テ、或ハ敵トモ成ベシ。跡ニサガリテ只今馳參ル勢ハ、縦ヒ何百萬騎有ト云共、物ノ用ニ不可立。家ノ安否身ノ浮沈、只一軍ノ中ニ定ムベシ。」ト高聲ニ呼テ、前後二人ナク東西ニ敵有トモ思ハヌ氣色ニテ眞先ニコソ進ダレ。……」

従来の一揆や白旗一揆に関する評価では、この合戦に臨んで芳賀伊賀守が高聲に叫んだ言葉（＝下線部）の後半の「軍ノ勝負ニ付テ、或ハ敵トモナリ或ハ御方トモ成ベシ」という部分のみに依拠して、「彼らは利害や状況に応じて独自の行動をとる不安定な存在とみられていた」（田代脩『武蔵武士と戦乱の時代』）との評価に落ち着いていたようである。この評価は、芳賀伊賀守が叫んだ言葉の後半だけを取り出し平一揆や白旗一揆の一般的性格を述べた所と理解するものであるが、前半の言葉を無視してはならない。ここで注目すべきなのは、芳賀伊賀守が叫んだ「平一揆・白旗一揆ハ、兼テ通ズル子細有シカバ」という言葉である。すなわち芳賀勢は、挙兵に當つて予め平一揆や白旗一揆と共に戦おうと連絡を取つていたと述べているのである。これは、芳賀勢が、両一揆と予め約諾していたが、合戦開始時には何らかの理由によって両一揆が芳賀勢方に付けない状態になっているが、自分達の奮戦によつて戦いの中で状況が変わり芳賀勢の味方として戦う可能性が残つているとの希望を述べたもので、あくまで約諾を信じて希望を捨てないで戦おうとした言葉であつたとみることができるのである。『太平記』の叙述には史実とかけ離れた部分もあるが、史実をよく言い伝えている部分もあつて、この部分は正に当時の状況をよく示しているのである。このことはこの合戦に際して人々に知られるようになっていた事で、また『太平記』の作者にも伝わっていたものではないか。

そもそも、公方による宇都宮氏綱から越後・上野の守護職を取り上げ上杉憲顕に与えるという処置は、宇都宮氏だけでなく武蔵国特にその北部の、旧来から尊氏方について戦つてきた武士達にとつても、今までの奮闘の結果形成してきた秩序を破壊しその成果を脅かすものであつた。したがつて、岩殿合戦段階でも、平一揆・白旗一揆の中に芳賀氏の挙兵に加わる理由を有していた人は少なからずいたと思われるのである。特に平一

揆の中の武蔵北部の武士団にあってはその可能性が大きかったと考えるのである。両一揆の中には、芳賀氏方に立つつもりでこの岩殿の地にやってきましたが、公方方の策略によってそのような行動をとれなかった人々がいた可能性は十分にあると考えられる。それが、この陣塁の果たした役割で、この中に誘導される形でいわば虜とされる状態になっていて、そこから追い立てられ公方軍の中にとどまることになっていたのでないか。

なお近年の平一揆の動向についての研究では、岩殿合戦の時にはまだ公方基氏に対する叛意はなく、それを顕わにしたのは基氏死後、氏満が公方となった段階であったとみているようである。特に平一揆の中の有力者とされる高坂氏重(伊豆国守護職を得ている)について、岩殿合戦における軍忠状の申請に対して公方方軍の統率者として「承了」という証判を加えている事実が明らかにされており、平一揆は高坂氏重の下に統制されていたとみられている。筆者もこの見解を全面否定するつもりはない。ただこのことから、この段階の平一揆には全く叛意はなく公方側との間に矛盾はなかったとは考えない。むしろ、公方方は高坂氏重を利用して、彼の統制によって平一揆を公方方に繋ぎ止め芳賀勢に加担させないようにしていたという可能性を考えている。すなわち、高坂氏重の統制でからも平一揆が公方への敵対行動にまでは走らないで抑えることが出来ていたが、この陣塁もそのために設置されていたという可能性を想定するのである。平一揆の中の一定部分がこの陣塁の中に閉じ込められたことで、行動を制限されて芳賀勢を見殺しにせざるをえなかったという可能性も今の所捨ててはいないのである。それが平一揆の中のどれくらいの部分までかは断言できるものではないが、特に応安元(一三六八)年平一揆の乱の中核となる河越氏についてその可能性が高いと考えられるのである。

注

1、『比企岩殿観音とその門前町(歴史民俗資料調査報告書)』(一九九三年三月、埼玉県立博物館発行)に写真版とそれを元に作成された活字による図が載せられている。「この絵図には製作年代が明記されていないが、彫刻寄付者とされている丁子屋瀧龍五郎が天保五年(一八三四)の文書(正学院文書No.11)に名前が見え、同十三年の文書(同前No.14)には同じく寄付者である橋屋鉄蔵の名が見えるが丁子屋は仙之助に代替わりしているので、天保十三年以前、おそらく文政から天保前半期のものではないかと推定される」(同書五頁)とある。

2、大沢伸啓「鎌倉時代関東における浄土庭園を有する寺院について」(『唐澤考古』12、一九九三年)。石川安司「比企地方の中世瓦(2)」(3) —資料の補遺と同範・同文異範瓦を中心に—(『比企丘陵』第二号、一九九六年四月)。斉藤慎一「中世武士の城」(吉川弘文館、二〇〇六年十月)一一六〜二六頁。斉藤慎一「まぼろしの比企能員屋敷」(『本郷』六十六号、二〇〇六年十一月、吉川弘文館)。「企画展・武蔵武士と寺院」(埼玉県立嵐山史跡の博物館発行、平成十八年十二月)。「シンポジウム・武蔵武士と寺院」(『武蔵武士と寺院』シンポジウム実行委員会編、二〇〇六年一月)。峰岸純夫監修・埼玉県立嵐山史跡の博物館編集『東国武士と中世寺院』(二〇〇八年九月、高志書院)。

3、拙稿「『坂東第十番武蔵国比企郡岩殿山之図』記載「比企判官旧地」について」(大東文化大学人文科学研究所発行『人文科学』第十六号、

二〇一一年三月)。

- 4、『新編埼玉県史資料編10 近世1』所載『武蔵志』(享和二年(一八〇二)以前に成立)「比企郡」「岩殿」の条(神戸に続く記述)二五〇頁)。
- 5、拙稿「武蔵国比企岩殿山縁起の基礎的考察―龍蛇退治伝説と東松山市岩殿山地域史―」(大東文化大学人文科学研究所発行『人文科学』第十四号、二〇〇九年三月)。
- 6、『新編武蔵風土記稿』(卷之一百九十一「比企郡之六」)(歴史図書社版、新編武蔵風土記稿七)。
- 7、前掲注2)大沢伸啓「鎌倉時代関東における浄土庭園を有する寺院について」。
- 8、昭和五十六年五月『東松山市史・資料編』第一巻。
- 9、昭和六十年三月『東松山市の歴史』上(四七六―八頁)。
- 10、前掲注2)齊藤慎一「まぼろしの比企能員屋敷」。
- 11、前掲注7)『東松山市史・資料編』第一巻。
- 12、拙稿「南北朝期の小山氏の居城について」(一九九〇年四月『鷺城をめぐる諸問題』、鷺城跡の保存をすすめる会発行)。八巻孝夫「鷺城と祇園城」(一九九〇年四月『鷺城をめぐる諸問題』、鷺城跡の保存をすすめる会発行)。
- 13、『藤岡町史、古代・中世史料編』(平成十一年三月)所収「高麗兵衛三郎師員着到」。筆者がかつて小山市史編纂に関わって小山義政の乱について研究した時にはこの史料は知ることができず、平成十一年『藤岡町史資料編古代中世』刊行によって初めて研究者に一般的に知られることになったものである。この史料の存在は、菅間久男氏から課題を提起されたことよって知ることになったが、その後自説を発表する機会を失っていた。
- 14、磯貝富士男「小山義政の乱の基礎的考察」(『小山市史研究』第六号一九八四年、後二〇一二年六月松本一夫編『下野小山氏』再録)。「小山市史通史編1」中世第二章の二(磯貝執筆分、昭和五十九年十一月)。「南北朝期の小山氏の居城について」(一九九〇年四月『鷺城をめぐる諸問題』、鷺城跡の保存をすすめる会発行)。
- 15、石橋一展「室町前期の東国における内乱の再検討―小山氏、小田氏の乱と鎌倉府―」(『千葉史学』四十七号、二〇〇五年、後二〇一二年六月松本一夫編『下野小山氏』再録)がとりあげているが、この第一次戦闘における小山祇園城の役割については、他の小山氏方の城と同様で単に小山氏方が楯籠ったのを公方方が攻撃したものと見ているようである。
- 16、祇園城の構造や歴史については『小山市史通史編1』(昭和五十九年十一月)、中世の第三章(市村高男執筆)に詳しい。その他、『鷺城・祇園城・中久喜城』(一九九五年十一月、鷺城・祇園城跡の保存を考える会編集、随想舎刊)がある。

17、『太平記』卷第三十九「芳賀兵衛入道軍事」の中の平一揆についての記述(四三四〜五頁)。

18、平一揆の乱については多くの論究があり、ここでは網羅的にあげることとはできないが、とりあえず次を挙げておく。峰岸純夫「平一揆」(国史大辞典)。田代脩『武蔵武士と戦乱の時代』(さきたま出版会、二〇〇九年十一月)。岡田清一編『河越氏の研究』(第二基関東武士研究叢書*第四卷、二〇〇三年一月)所収の次の論文。角田朋彦「平一揆に関する一考察―鎌倉府との関係を中心に―」。小国浩寿「平一揆とその時代」。小林一岳「中世関東における一揆と戦争」。落合義明「武蔵国河越荘について―南北朝期以降の伝領関係を中心として―」。落合義明「武蔵国河越館について」。その他、清水亮「平一揆の乱と源姓畠山氏」(黒田基樹編『足利氏満とその時代』二〇一四年四月)、桜井彦「南北朝内乱と東国」(吉川弘文館、二〇一二年十二月)、湯山学「関東府侍所・伊豆国守護高坂氏重について」(初出一九八二年、二〇一一年十一月同氏著『鎌倉府の研究』所収)などがある。

(二〇一七年九月二十九日受理)